

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられ、地方消費税率についても100分の25（消費税率換算1%）から63分の17（消費税率換算1.7%）に引き上げられた。
これに伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充当する。

歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

予算科目			内容	決算額
1 款 地方消費税 交付金	5 項 地方消費税 交付金	1 目 地方消費税交付金	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	287,241
計				287,241

歳出 (単位：千円)

予算科目			事業費	財源内訳			地方消費税交付金（社会保障財源化分） 充当可能経費
				国県支出金	その他	一般財源	
3 款 民生費	1 項 社会福祉費	1 目 社会福祉総務費	288,420	92,348		196,072	196,072
		4 目 障害者福祉費	127,105	27,489	4,662	94,954	94,954
		5 目 老人福祉費	456,596	69,302	13,017	374,277	374,277
		7 目 障害者自立支援費	317,637	227,625		90,012	90,012
	2 項 児童福祉費	2 目 児童手当費	626,125	534,465		91,660	91,660
		3 目 母子福祉費	222,083	54,119	12,284	155,680	155,680
		7 目 児童発達支援費	63,536	39,018		24,518	24,518
4 款 衛生費	1 項 保健衛生費	2 目 予防費	5,561	296		5,265	5,265
計			2,107,063	1,044,662	29,963	1,032,438	1,032,438

※ 歳出事業費は扶助費、繰出金に要する経費